

令和5年12月12日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

社会問題・健康医療対策特別委員会資料

# 目 次

ページ

1	地域医療体制の整備について	1
(1)	「第8次神奈川県保健医療計画」の策定について	1
2	児童虐待について	6
(1)	児童虐待相談対応件数の状況	6
(2)	児童相談所の体制強化（県所管域）	7
(3)	市町村や関係機関との連携強化の推進（県所管域）	8
(4)	社会的養育及び子どもの権利擁護の推進（県所管域）	8
3	いじめ対策について	12
(1)	令和4年度 神奈川県児童・生徒の 問題行動・不登校等調査結果について	12
(2)	県教育委員会の主な取組	22

## 1 地域医療体制の整備について

### (1) 「第8次神奈川県保健医療計画」の策定について

本県では、すべての県民が健やかに安心してくらす社会の実現に向けて、総合的な保健医療施策を示した「神奈川県保健医療計画」を策定し、県民の生涯を通じた健康の確保や安心してくらすの重要な基盤となる保健医療体制の整備に努めている。

このたび、平成30年3月に策定した「第7次神奈川県保健医療計画（平成30年度～令和5年度）」について、計画期間が満了することから、令和6年度を初年度とする「第8次神奈川県保健医療計画（令和6年度～令和11年度）」を策定することとしている。

#### ア これまでの経過

- 令和5年5月 第1回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
- 6月 第2回定例会厚生常任委員会に計画骨子案を報告
- 7月 第2回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
- 8月 県内8区域で第1回地域医療構想調整会議を開催
- 9月 第3回定例会厚生常任委員会に素案たたき台を報告
- 10月 第3回神奈川県保健医療計画推進会議を開催  
県内8区域で第2回地域医療構想調整会議を開催  
第1回神奈川県医療審議会へ中間報告
- 11月 第4回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
- 12月 第5回神奈川県保健医療計画推進会議を開催

#### イ 第8次計画策定の概要

##### (ア) 策定の趣旨

医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県の実情に即した効率的で質の高い保健医療提供体制を整備するため、第8次の計画を策定する。

##### (イ) 計画の性格

医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにするものである。

##### (ウ) 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

(I) 対象区域

県内全市町村とする。

ウ 第8次計画策定のポイント

(7) 策定の視点

a 新興感染症対策

国の医療計画策定指針により、第8次計画から新たに事業として位置づけられることとなった「新興感染症」を項目として追加する。

b 医療DXの推進

医師の働き方改革や生産年齢人口の減少により、今後は限られた医療資源を効率的・効果的に活用していく必要があることから「ICT、デジタル技術の活用」を推進していくこととし、「医療DXの推進」を項目として新たに追加する。

c ロジックモデルの導入

計画策定後の進捗管理をより適切に行うため、達成すべき目標と取り組むべき施策の関連性を体系的に整理した「ロジックモデル」を新たに導入する。

(4) 保健医療圏と基準病床数

a 二次保健医療圏

二次保健医療圏の設定について、神奈川県保健医療計画推進会議及び各地域医療構想調整会議において議論し、第8次計画においても現行の9圏域を継続する。

b 基準病床数

保健医療計画で定めることとされている基準病床数（療養病床・一般病床）は、国が示した計算式により算出することとされているが、各地域の意見を聞きながら引き続き検討を進める。

(ウ) 医師の働き方改革

令和6年4月から施行される「医師の働き方改革」について、県議会、神奈川県保健医療計画推進会議及び分野ごとに設置した各種会議等からの意見を踏まえ、主に「関係者の役割」「救急への影響」「医師の確保」の3つの観点から、記載の追加・見直しを行った。

## エ 素案たたき台からの主な変更点

### (7) 記載内容の充実

第1部第2章「神奈川県<sup>※</sup>の保健医療圏の現状」、同第3章「保健医療圏と基準病床数」について、新たに各種データや説明文等を記載したほか、各項目に県議会、神奈川県保健医療計画推進会議及び分野ごとに設置した各種会議等からの意見を踏まえ、記載内容の充実を行った。

### (イ) 第7次計画の評価

第1部第1章第3節「第7次計画の評価」について、第7次計画の取組結果に対する総合評価をA～Dの4段階で実施し、一覧で記載した。

### (ウ) 数値目標の設定

6事業5疾病（第2部第1章及び第2章）、在宅医療（第2部第4章第1節）について、計画達成の目安となる目標値を設定した。

## オ 素案の概要（※下線部は、第8次計画から新たに盛り込む項目）

### (7) 総論

#### a 基本的事項

- (a) 計画策定の趣旨
- (b) 計画の性格
- (c) 第7次計画の評価
- (d) 計画の基本理念及び基本目標
- (e) 計画期間
- (f) 関連する計画等

#### b 神奈川県<sup>※</sup>の保健医療の現状

- (a) 人口
- (b) 生活習慣病等の状況
- (c) 受療状況
- (d) 医療施設・保健医療従事者の状況
- (e) 計画推進に向けた関係者の役割

#### c 保健医療圏と基準病床数

- (a) 保健医療圏
- (b) 基準病床数
- (c) 医療と介護の一体的な体制整備

(1) 各論

**a 事業別の医療体制の整備・充実**

- (a) 総合的な救急医療
- (b) 精神科救急
- (c) 災害時医療
- (d) 周産期医療
- (e) 小児医療
- (f) 新興感染症

**b 疾患別の医療連携体制の構築**

- (a) がん
- (b) 脳卒中
- (c) 心筋梗塞等の心血管疾患
- (d) 糖尿病
- (e) 精神疾患

**c 未病対策等の推進**

- (a) 未病を改善する取組の推進
- (b) こころの未病対策
- (c) 歯科保健対策
- (d) ICTを活用した健康管理の推進
- (e) 健康・医療・福祉分野において社会システムや技術の革新を起すことができる人材の育成

**d 地域包括ケアシステムの推進**

- (a) 在宅医療
- (b) 高齢者対策
- (c) 障がい者対策
- (d) 母子保健対策
- (e) 難病対策
- (f) 地域リハビリテーション

**e 医療従事者の確保・養成**

- (a) 医師
- (b) 外来医療に係る医療体制の確保
- (c) 看護職員
- (d) 歯科医師、薬剤師、その他の医療・介護従事者

**f 総合的な医療安全対策の推進**

**g 県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備**

- (a) 医療・薬局機能情報の提供、医療に関する選択支援
- (b) 地域医療支援病院の整備
- (c) 公的病院等の役割
- (d) 歯科医療機関の役割
- (e) 訪問看護ステーションの役割
- (f) かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及
- (g) 病病連携及び病診連携
- (h) 最先端医療・技術の実用化促進
- (i) 医療DXの推進

**h 個別の疾病対策等**

- (a) 認知症施策
  - (b) 健康危機管理対策
  - (c) 感染症対策
  - (d) 肝炎対策
  - (e) アレルギー疾患対策
  - (f) 血液確保対策と適正使用対策
  - (g) 臓器移植・骨髄等移植対策
- (ウ) **地域医療構想**
- (I) **計画の推進**

**a 計画の推進体制等**

- (a) 計画策定の検討経緯
- (b) 計画の推進体制
- (c) 計画の進行管理

**カ 今後のスケジュール**

令和5年12月 計画素案に対するパブリックコメントを実施  
～令和6年1月

- 1月 県内8区域で第3回地域医療構想調整会議を開催
- 2月 第6回神奈川県保健医療計画推進会議を開催  
第1回定例会厚生常任委員会へ計画案を報告
- 3月 第2回神奈川県医療審議会への諮問  
計画の策定

**<別添参考資料>**

- ・参考資料 「神奈川県保健医療計画」素案(第8次)

## 2 児童虐待について

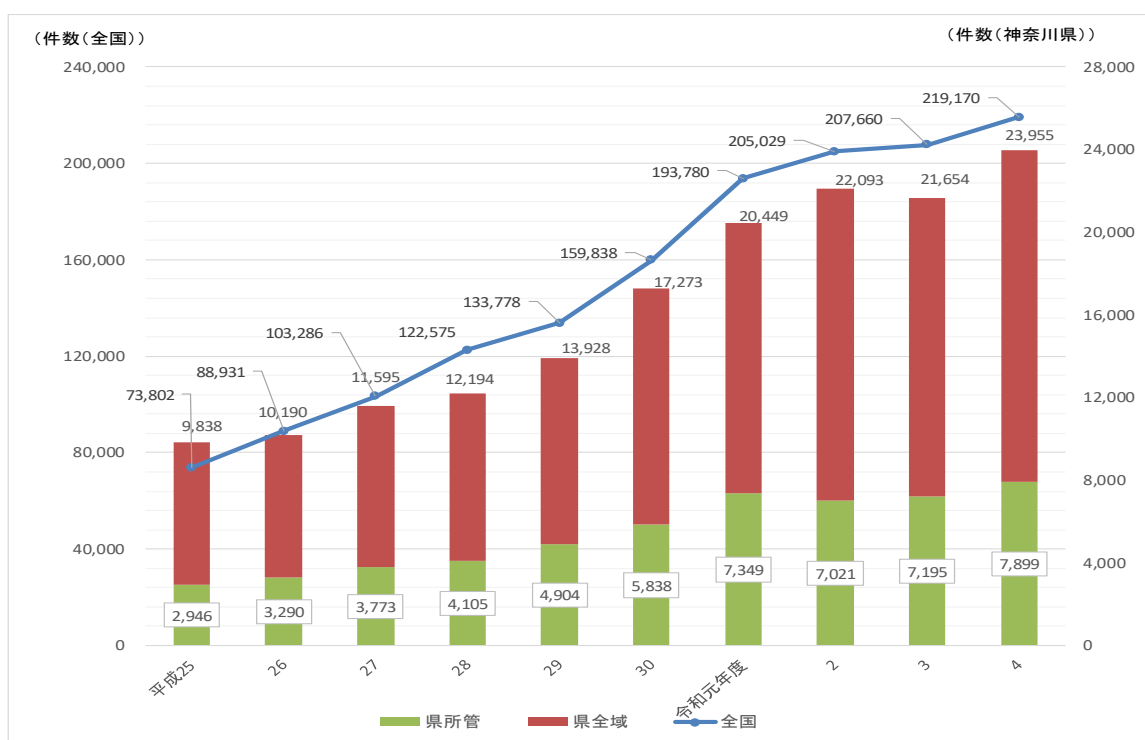
### (1) 児童虐待相談対応件数の状況

児童虐待の相談対応件数は、全国的に依然として増加傾向にあり、本県においても令和4年度は23,955件と高い数値となっている。

また、相談内容では、心理的虐待が最も多い割合を占めており、次いで保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、身体的虐待となっている。

#### ■児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移

（全国、神奈川県（県全域、県所管域※））



#### ※ 県所管域

県は、市が児童相談所を設置する横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く県内地域を所管しており、県所管域には、令和3年度新たに開設した大和綾瀬地域児童相談所を含めて、6つの児童相談所があります。

中央児童相談所	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
平塚児童相談所	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
鎌倉三浦地域児童相談所	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
小田原児童相談所	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
厚木児童相談所	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
大和綾瀬地域児童相談所	大和市、綾瀬市



## ■児童虐待相談対応件数の推移（内容別）（県所管域）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体的虐待	1,240件 (21.2%)	1,411件 (19.2%)	1,331件 (19.0%)	1,338件 (18.6%)	1,472件 (18.6%)
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	1,287件 (22.0%)	1,524件 (20.7%)	1,379件 (19.6%)	1,401件 (19.5%)	1,663件 (21.1%)
心理的虐待	3,249件 (55.7%)	4,366件 (59.4%)	4,261件 (60.7%)	4,390件 (61.0%)	4,701件 (59.5%)
性的虐待	62件 (1.1%)	48件 (0.7%)	50件 (0.7%)	66件 (0.9%)	63件 (0.8%)
計	5,838件 (100.0%)	7,349件 (100.0%)	7,021件 (100.0%)	7,195件 (100.0%)	7,899件 (100.0%)

## (2) 児童相談所の体制強化（県所管域）

### ア 児童相談所職員の体制強化

増加する児童虐待相談に迅速・的確に対応するため、児童福祉司等専門職の増員、職員の人材確保・育成等に取り組んでいる。

- ・ 児童福祉司・児童心理司の増員
- ・ 警察官の増員
- ・ 職員の研修等人材育成の充実

## ■児童福祉司、児童心理司数の推移

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
児童福祉司数	86	98	125	139	168	188	186
児童心理司数	33	33	33	42	55	61	64

## イ 大和綾瀬地域児童相談所の移転

### (ア) 移転に向けた経緯

令和3年4月に設置された大和綾瀬地域児童相談所は、組織の適正規模化を図るため、緊急避難的に所管外に設置された経緯がある。しかし、本来、児童相談所は、いのちの危険性が高い虐待事案への対応や、警察や保育所、学校など関係機関の連携が重要なことから、検討を重ね、所管区域内の綾瀬市の市有地「旧綾瀬市保健医療センター」への移転に向けて整備を進めている。

### (イ) 今後のスケジュール

令和5年度2月頃～令和6年度1月頃 工事  
令和7年度当初 供用開始予定

## ■旧綾瀬市保健医療センターの概要

名称	旧綾瀬市保健医療センター
所在地	綾瀬市深谷中4丁目2番1号
用途地域	第一種住居地域・準防火地域
敷地面積	約2,020㎡
延床面積	約1,389㎡
建物構造・階数	鉄筋コンクリート造・2階建て
建築年	昭和59年12月（築38年）
駐車場	約14台

### (3) 市町村や関係機関との連携強化の推進（県所管域）

市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」を中心に警察、医療機関との連携を強化するとともに、様々な関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応に取り組んでいる。

- ・ 市町村のこども家庭センター設置に向けた取組
- ・ 警察との情報共有システム構築による更なる連携強化
- ・ 大和市との虐待対応連携協働モデル事業の実施
- ・ 警察、検察との三機関協同面接
- ・ 医療機関との連携や医師による専門的助言・指導の活用

### (4) 社会的養育及び子どもの権利擁護の推進（県所管域）

平成28年の児童福祉法改正で明確にされた「子どもが権利の主体である」という理念のもと、「神奈川県社会的養育推進計画（令和2年3月から令和11年度）」に基づき、社会的養育を必要とする子どもを心身ともに健やかに育成するための施策を推進している。また、令和4年の児童福祉法改正により、社会的養護に係る様々な取組が規定され、本県としても、子どもの権利擁護に関する新たな取組を開始している。

## ア 里親委託の推進

### (7) 里親制度の普及啓発の取組

里親制度をテーマにした漫画とコラボレーションしたリーフレット等の作成や、ショッピングセンターでのPR活動、里親センターによるオンラインサロンの開催、バス広告など、様々な媒体を活用した普及啓発に取り組んだ。

また、学校法人岩崎学園との連携事業により、横浜保育福祉専門学校において里親制度に関する講演会を実施したほか、保育士を目指す学生に、里親研修時の里子の保育や、オレンジリボンたすきリレーでのPR活動等に参加してもらうなどの活動を実施した。

### (4) 里親支援体制の強化

児童相談所、里親支援の拠点である里親センター、各児童相談所所管地域において里親を支援する家庭養育支援センターの三者の連携体制を拡大し、里親への研修や委託後の養育をサポートするなど、里親家庭への支援を強化し、里親委託を推進している。

#### ■里親登録数、里親委託率等の推移

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
里親登録数(組)	211	222	226	241	253	269	304
委託児童数(人)	92	103	109	118	130	137	138
里親委託率	14.1%	16.0%	16.5%	17.9%	20.5%	21.6%	21.6%

## イ ケアリーバーへの支援の充実

### (7) あすなろサポートステーションサテライトの設置

令和5年7月、広域的な相談に対応するため、海老名市内に新たにあすなろサポートステーションの分室（サテライト）を設置した。また、緊急的に居住の場を失うケアリーバーに対し提供できる一時的な滞在場所を用意するなど、ケアリーバーへの相談機能の強化を図った。

### (4) 新たな自立援助ホームの設置

ケアリーバーの自立に向けた支援の一つとして、日常生活や就労の手助けを行う自立援助ホームがある。利用ニーズの増加に対応するため、県所管では、令和5年5月に、新たに4か所目を設置し、支援体制の強化を図っている。

## ■ 自立援助ホームの設置状況

	ホーム名	設置場所	定員
1	湘南つばさの家	茅ヶ崎市	男子6名
2	みずきの家	南足柄市	女子6名
3	あじさい	鎌倉市	男子6名
4	ヤマユリ（*新規）	座間市	女子6名

\*R5年5月開設

## ウ 子どもの権利擁護の推進

令和4年の改正児童福祉法において、「都道府県は児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとらなければならない」と規定された。

本県では児童相談所による措置が年間約1,200件行われており、令和6年度当初から意見聴取等措置をとるためには、意見表明等支援員を養成し、その人材を適切に児童相談所等に対して派遣運用等できる拠点（仮称「かながわ子どもの意見をきくためのアドボカシーセンター」）を設置し、適切に運用していく必要がある。

(参考) 児童相談所の状況 (6所体制)

	中央	厚木	大和綾瀬	平塚	鎌倉三浦	小田原
所在	藤沢市	厚木市	藤沢市	平塚市	横須賀市	小田原市
	総合療育相談センターと同一建物内	単独庁舎	中央児相と同一建物内	単独庁舎	横須賀オフサイトセンター内	小田原合同庁舎内
所管人口 (R5.4.1現在)	74万人	54万人	33万人	58万人	30万人	33万人
虐待相談受付件数 (R4年度)	1,892件	1,655件	864件	1,434件	587件	858件
職員数 (非常勤含) (R5.4.1現在)	92人	121人	79人	102人	39人	47人
所管区域	藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町	厚木市 海老名市 座間市 愛川町 清川村	大和市 綾瀬市	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町	鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町

### 3 いじめ対策について

#### (1) 令和4年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について

##### ア 調査の概要

###### (ア) 目的

いじめ・暴力など児童・生徒の問題行動や不登校等について、児童・生徒指導上の取組を一層充実させるとともに、児童・生徒の問題行動・不登校等の未然防止や早期発見、早期対応につなげるため、文部科学省の調査に基づき、毎年度実施している。

###### (イ) 調査対象

県内公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の全校

###### (ウ) 調査方法

令和4年度の状況について、各公立学校は県教育委員会が、各私立学校は福祉子どもみらい局が集計し、文部科学省に報告した。

なお、結果の公表にあたっては、義務教育学校の1学年から6学年までが「小学校」に、義務教育学校の7学年から9学年まで及び中等教育学校の前期課程が「中学校」に、また、中等教育学校の後期課程が「高等学校」に、それぞれ含まれる。

##### イ 公立学校の調査結果

###### (ア) いじめについて

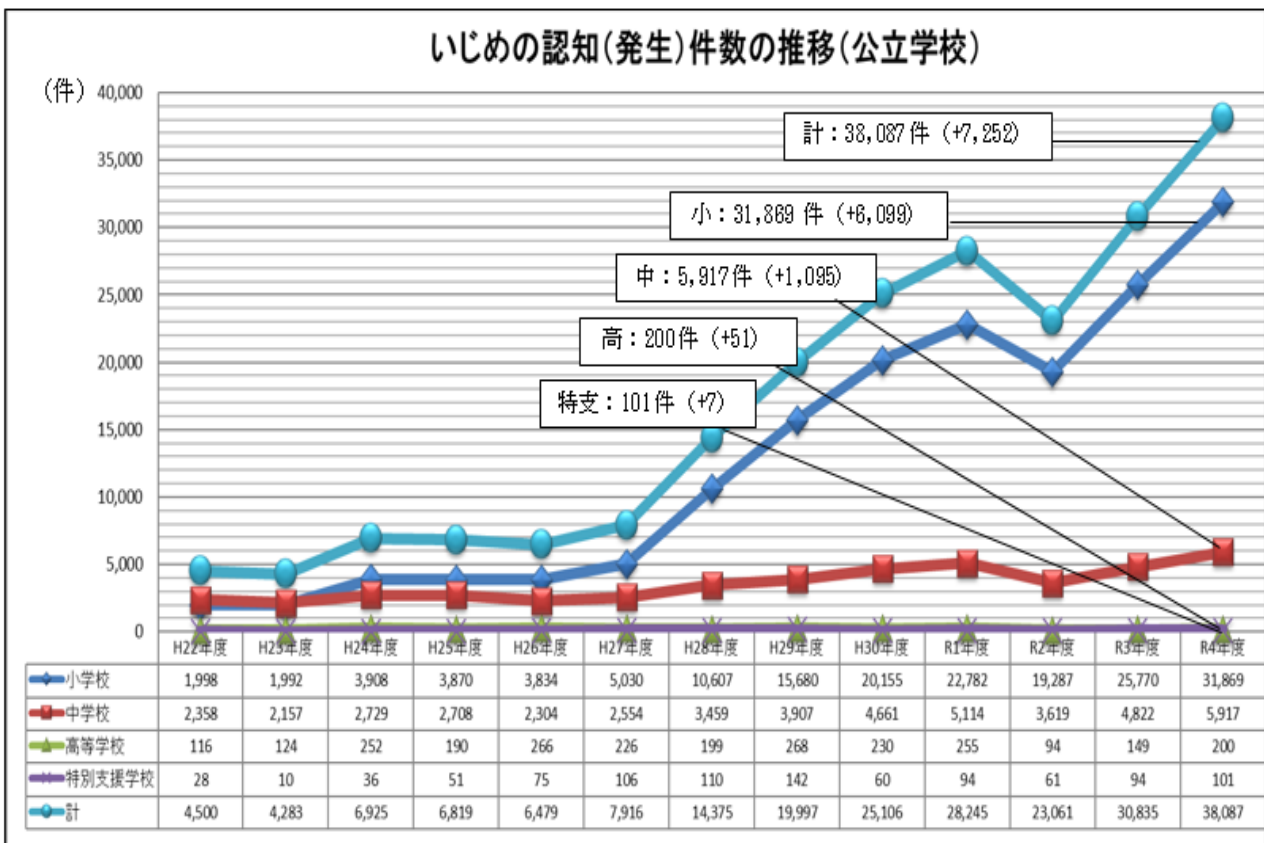
令和4年度、公立小・中・高・特別支援学校において、前年度より7,252件多い、38,087件のいじめを認知した。内訳は、小学校で6,099件の増加、中学校で1,095件の増加、高等学校で51件の増加、特別支援学校で7件の増加であった。（【図1】参照）

いじめの認知件数の増加は、いじめを受けた側に立って積極的に認知した結果と評価でき、その解消に向けて取り組んでいる一方、多くの児童・生徒がいじめにより心身の苦痛を感じてきたということも事実であり、教育委員会として重く受け止めている。

いじめの認知件数の増加については、児童・生徒にコミュニケーションや自分の感情をコントロールするスキルなどが身に付いていない傾向があることが、一因であると考えられる。

なお、いじめの「重大事態」の発生件数は、前年度から6件増加の14件（小9件、中5件、高0件、特0件）であった。

【図1】いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）



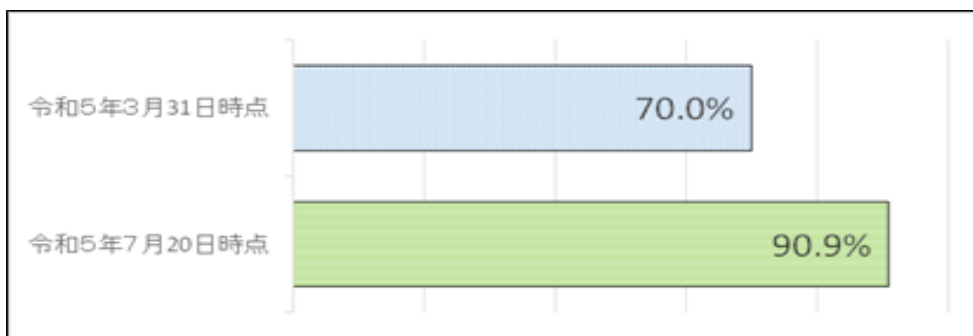
次に、いじめの解消状況について、平成30年度調査から、本県独自の調査項目として、従来の年度末時点でのいじめの「解消率」に加え、次年度の7月20日時点（夏季休業前）での「解消率」を設けている。これは、「いじめの解消」について、いじめの行為に関して止んでいる状態が、少なくとも3カ月を目安とするという要件があるため、年度末の1月以降に認知したいじめの状況を確認するために設けたものである。

それぞれの時点での「解消率」は【図2】のとおりであった。

学校が、積極的に認知したいじめについて、年度を越えるケースについても、情報を引き継ぎ、指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられる。

学校では、チームでの対応を基本として、いじめが解消したとみなした後も、引き続き、関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要である。

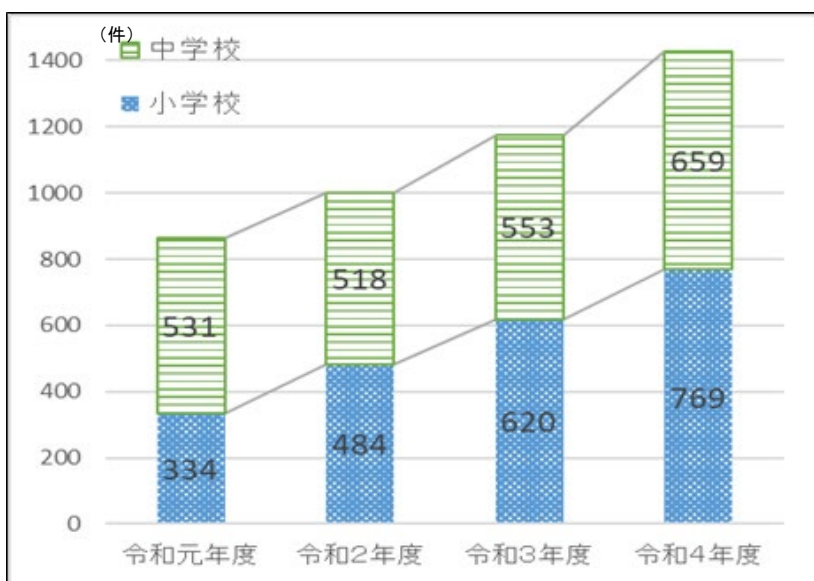
【図2】いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）



さらに、いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数について、小・中学校における増加が見られる。（【図3】参照）

SNS等におけるネット上のトラブルを防ぐためには、学校での情報モラル教育の指導とともに、保護者と連携・協力し、家庭内のルールづくり等について充実を図ることが重要である。また、ICT機器活用のルールについては、発達段階に応じて、修正したり見直したりしながら、児童・生徒と一緒に考えていくことが大切である。

【図3】いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数（公立小・中学校）



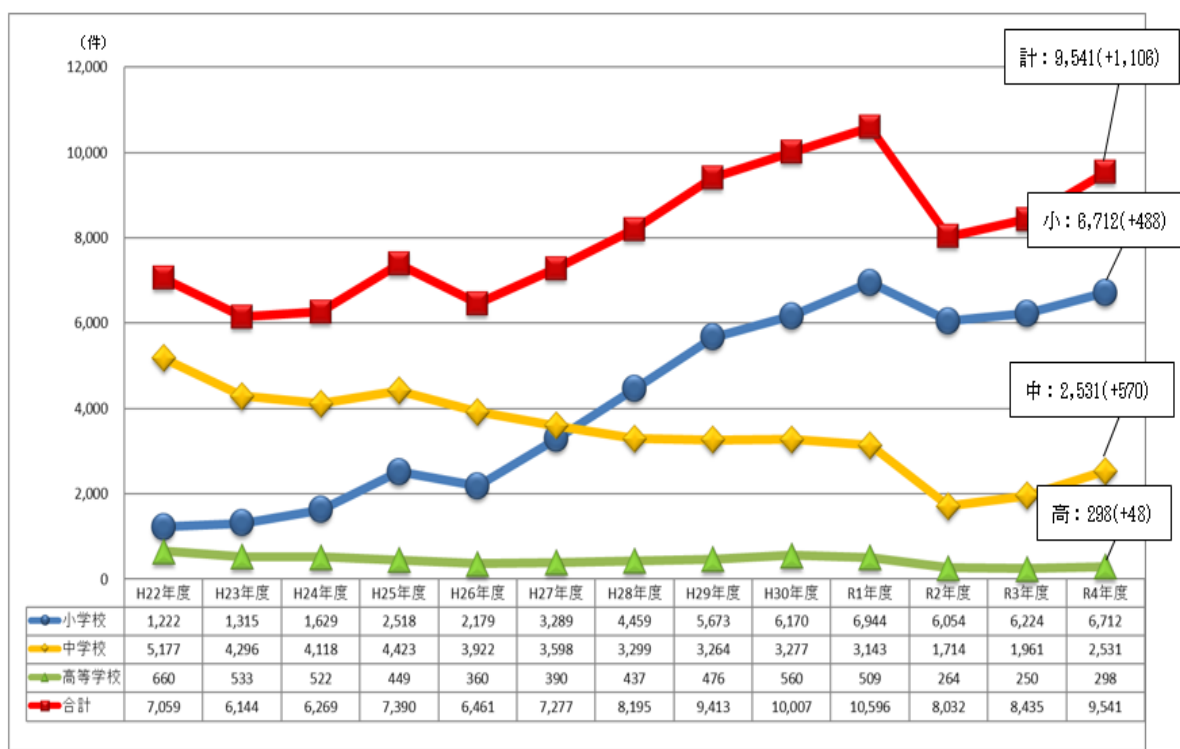


## (イ) 暴力行為について

公立小・中・高等学校における令和4年度の暴力行為の発生件数は、前年度より1,106件増加し9,541件であった。内訳は、小学校で488件の増加、中学校で570件の増加、高等学校で48件の増加であった。（【図4】参照）

暴力行為の発生件数の増加については、いじめと同様に、児童・生徒にコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールできるスキルが身に付いていない傾向があることが、一因であると考えられる。

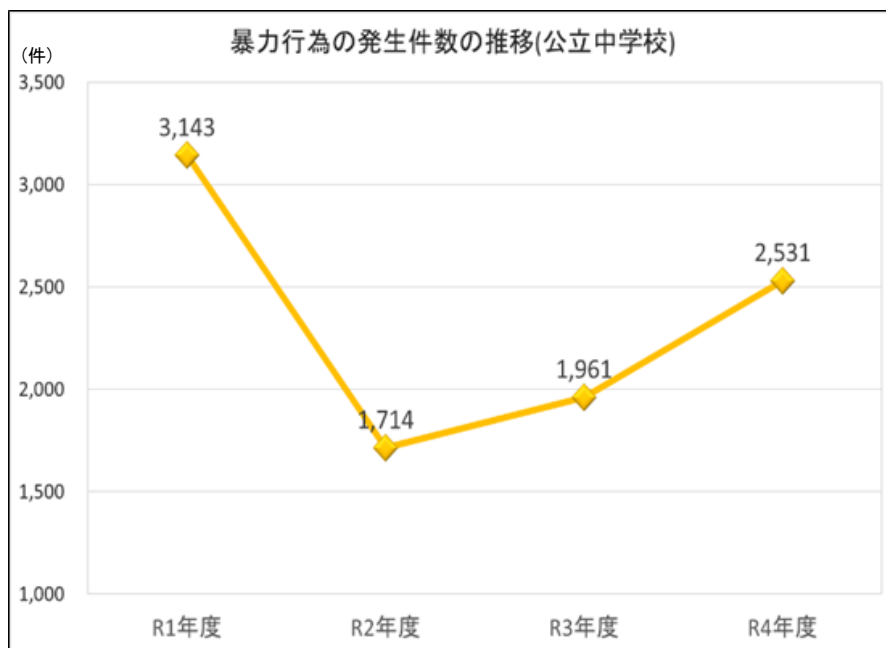
【図4】暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）



また、中学校での暴力行為の発生件数については、平成25年度から7年間減少していたが、前年度に続き増加している。（【図5】参照）

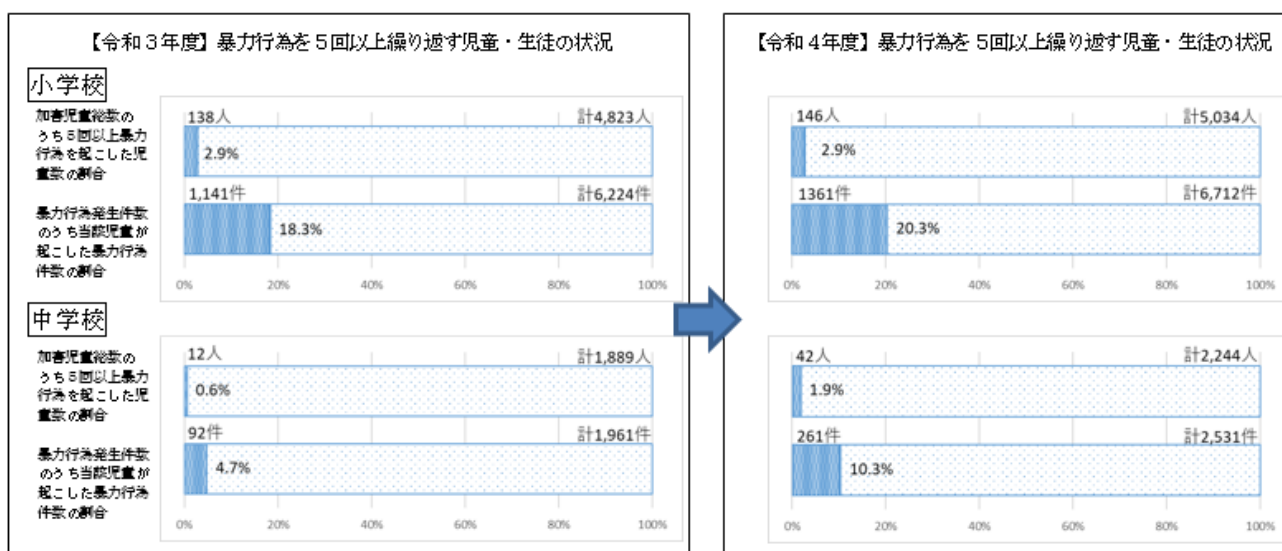
暴力行為はいかなる理由があっても許されるものではなく、引き続き、暴力行為の未然防止と起こった行為への毅然とした対応に努める必要がある。

【図5】 暴力行為の発生件数の推移（公立中学校）



さらに、小・中学校では暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒が起こした暴力行為の件数も、令和3年度に比べ、小学校では220件、中学校では169件の増加であった。（【図6】参照）

【図6】 暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒の状況（公立小・中学校）



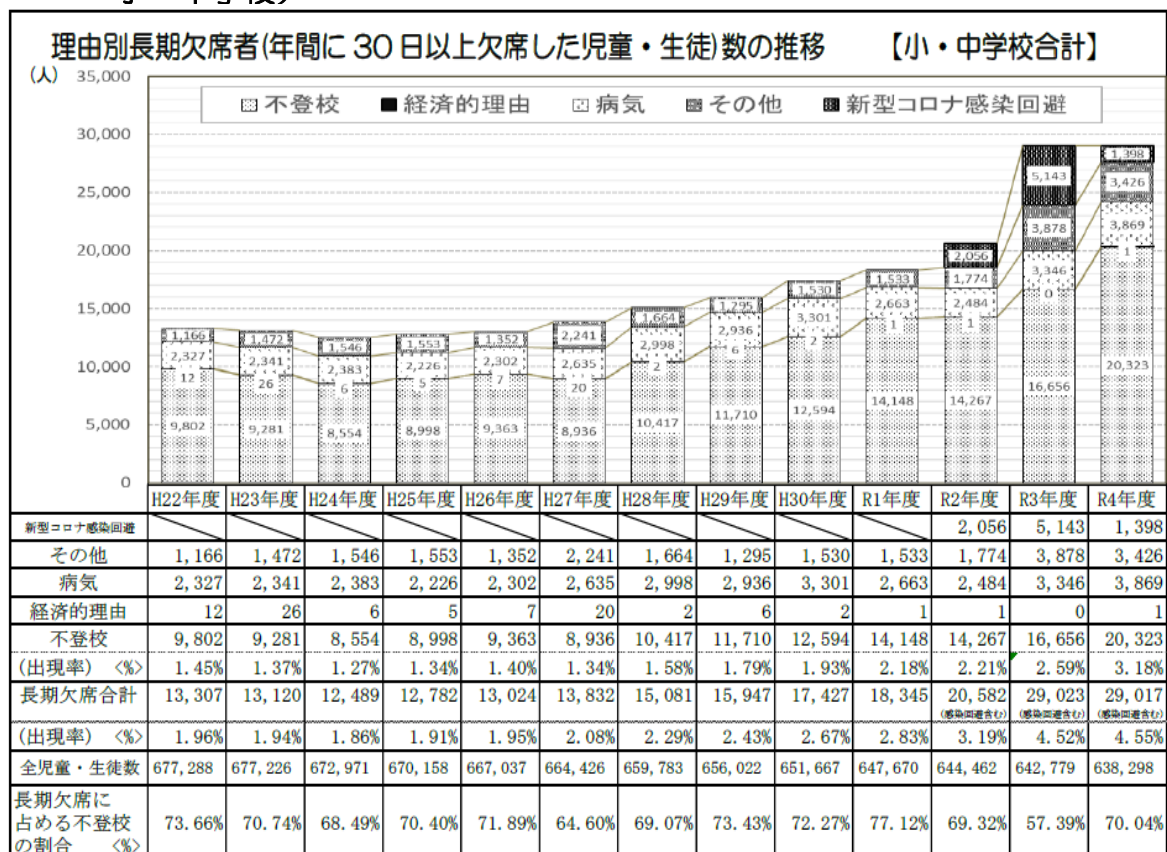
暴力行為は、子どもたちのSOSのサインの一つである。学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童相談所や県警察の少年相談・保護センターなどの関係機関と連携しながら、指導・支援に粘り強く取り組んでいくことが重要である。SOSを出せない子どもたちを含む全ての子どもたちが抱える困難を確実にキャッチし、プッシュ型面談などにより医療、福祉のアウトリーチにつなぐ取組を、引き続き推進していく必要がある。

(ウ) **長期欠席・不登校について（公立小・中学校）**

公立小・中学校における長期欠席者数は、新型コロナウイルスの感染回避を含み、前年度より6人減少し、29,017人であった。長期欠席者のうち、不登校の児童・生徒数は、前年度より3,667人増加し20,323人であった。（【図7】参照）

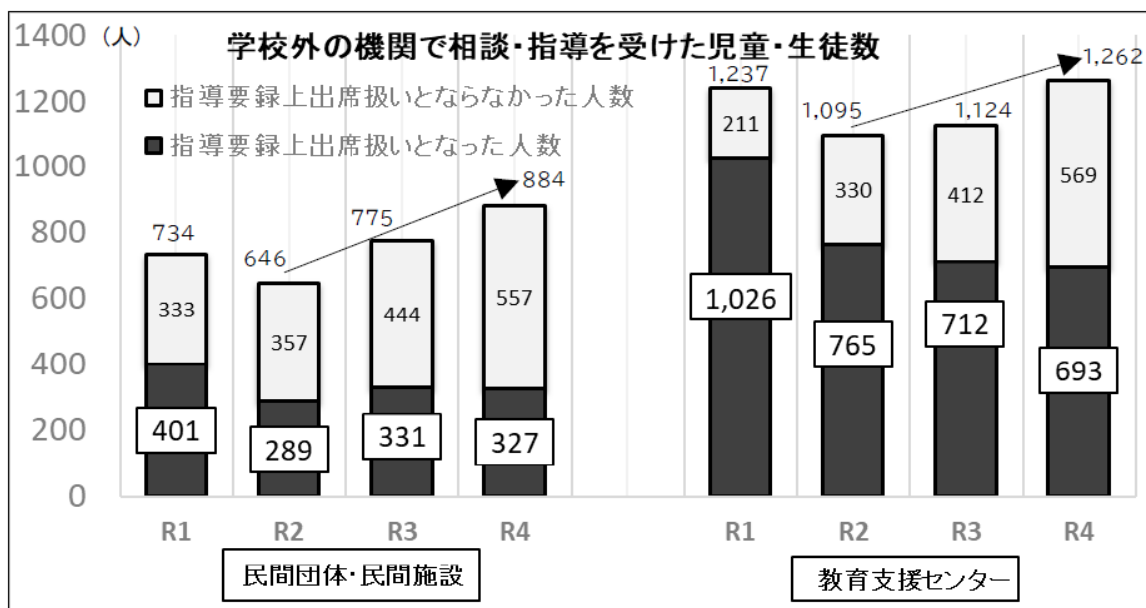
長期化するコロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で人間関係を築くなど、登校する意欲がわきにくい状況にあったこと等が、背景として考えられるが、不登校の児童・生徒数の増加は、「不登校はどの児童・生徒にも起こり得る」、「適度な休養の必要性」等の「教育機会確保法」の趣旨の理解が進んでいることも考えられる。

【図7】理由別長期欠席者（年間に30日以上欠席した児童・生徒）数の推移（公立小・中学校）



次に、学校外の機関で相談・指導を受けた児童・生徒数は、コロナ禍の令和2年度に減少したが、令和3年度以降、再び増加している。特に、フリースクール等を含む民間団体・民間施設での相談・指導については、令和2年度から令和4年度にかけて、約37%増加している。市町村の教育支援センターや民間のフリースクール等の、学校外の学びの場と連携し、子どもたちの社会的自立に向け、多様で柔軟な支援の機会を提供することが大切である。（【図8】参照）

【図8】 学校外の機関で相談・指導を受けた児童・生徒数の推移（公立小・中学校）

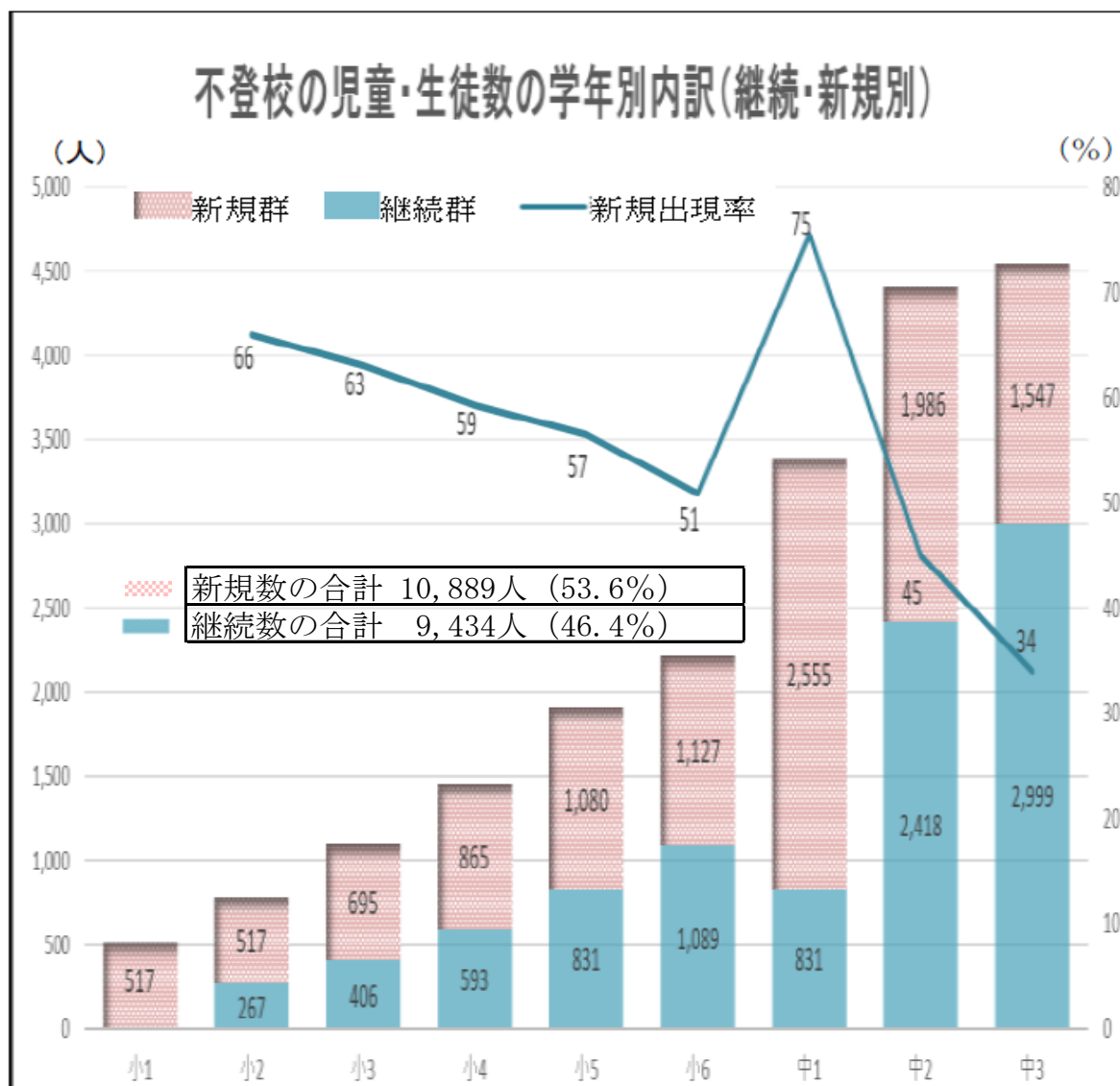


また、各学年の不登校の児童・生徒数を、前年度から不登校が継続している人数と、新たに不登校になった人数に分けると、新たに不登校になった児童・生徒数は10,889人であり、その内、中学校1年生では、新たに不登校になった児童・生徒が2,555人と大幅に増加している。（【図9】参照）

不登校の未然防止を図るうえで、児童・生徒にとって魅力のある学校をめざした取組を進めることは重要である。

また、中学校1年生で新たな不登校を生まないように、学区の小学校と定期的に情報共有を行い、個の引き継ぎとともに、児童が在籍していた集団（学級や学年）の引き継ぎを意識することが大切である。

【図9】 不登校の児童・生徒数の学年別内訳（継続・新規別）



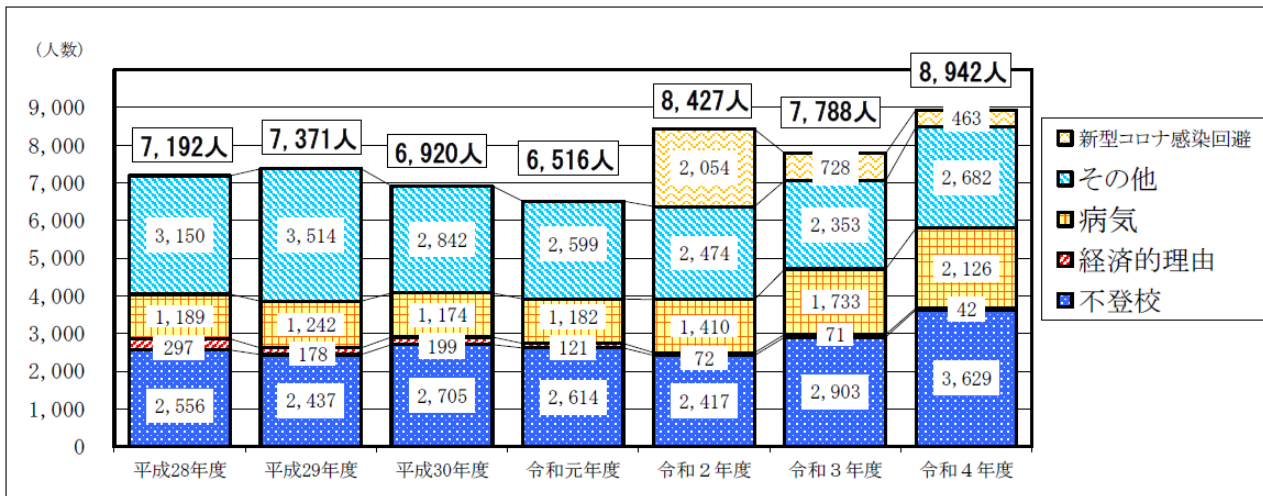
(I) 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

公立高等学校における長期欠席者数は、新型コロナウイルスの感染回避を含み、前年度より1,154人増加し、8,942人であった。長期欠席者のうち、不登校の生徒数は、前年度より726人増加し、3,629人であった。（【図10】参照）

新型コロナウイルス感染症の拡大した令和2年度以降、長期欠席者数、不登校の生徒数はともに増加している。不登校はどの生徒にも起こり得るという認識のもと、引き続きプッシュ型面談等を通じて、困難を抱える生徒を早期に把握し、専門人材であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた「チーム学校」で、生徒一人ひとりに応じた支援を行っていく必要がある。



【図10】理由別長期欠席者数の推移  
(公立高等学校全日制・定時制合計)

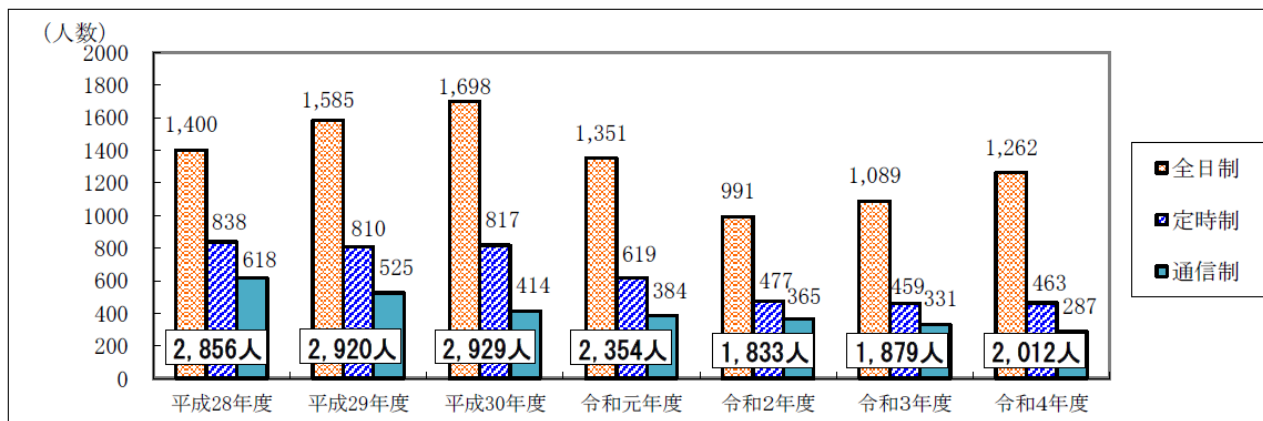


(オ) 中途退学者について

公立高等学校における中途退学者数は、2,012人であった(全日制は173人増加、定時制は4人増加、通信制は44人減少)。中途退学率については、全日制・定時制は上昇し、通信制では下降した。(【図11】参照)

各学校では、高等学校入学前の学校選択の段階から、教育活動や特色等の広報を積極的に行うとともに、入学後の早い段階から生徒一人ひとりの状況を把握し、より丁寧な支援や指導を行っていくことが重要である。

【図11】公立高等学校における中途退学者数の推移  
(全日制・定時制・通信制別)



退学率 [%]	全日制	定時制	通信制	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全日制	1.07	1.21	1.31	1.05	0.79	0.89	1.06			
定時制	10.34	10.61	11.69	9.89	8.31	8.89	9.69			
通信制	14.39	13.68	11.17	10.64	9.81	9.11	7.82			

(カ) 全国における本県の状況について（国・公・私立学校）

a いじめ（小・中・高・特）

認知件数4番目：1,000人あたりの件数29番目

<前年度認知件数5番目：1,000人あたり31番目>

b 暴力行為（小・中・高）

発生件数1番目：1,000人あたりの件数11番目

<前年度発生件数1番目：1,000人あたり9番目>

c 不登校（小・中）

児童・生徒数2番目：1,000人あたりの人数20番目

<前年度児童・生徒数3番目：1,000人あたり24番目>

d 不登校（高校）

生徒数3番目：1,000人あたりの人数15番目

<前年度生徒数3番目：1,000人あたり20番目>

(2) 県教育委員会の主な取組

いじめ・暴力行為及び不登校への対策として、主に次の事業等のより一層の推進を図る。

ア かながわ元気な学校ネットワークの推進（平成23年度～）

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進する。

イ 「いのち」の授業の推進（平成24年度～）

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。

ウ 学びをつくる（魅力ある学校づくり）

(ア) かながわ学びづくり推進地域研究委託事業（平成19年度～）

市町村教育委員会と連携し、分かる授業、学ぶ楽しみを実感できる授業を展開するなど、魅力ある学校づくりを進めることにより、児童・生徒の問題行動等や不登校の未然防止を図る。



(イ) **学級経営支援事業（平成27年度～）**

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、問題行動等の未然防止を図る。

(ウ) **小学校高学年教科担任制推進事業（令和4年度～）**

専科担当教員の配置と学級担任間の授業交換による指導により、小学校高学年における教科担任制を推進することで、専門性の高い教科指導による教育の質の向上や校内の組織的な指導力・対応力の向上を図る。

(エ) **教育相談コーディネーターの養成・配置（平成16年度～）**

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として配置し、全公立学校でのさらなる活用を図る。

**エ 学びを支える（関係機関との連携）**

(ア) **「かながわ子どもサポートドック」（令和5年度～）**

学校を支援のプラットフォームとし、スクリーニング等により、子どもたちが抱える困難を確実にキャッチし、支援につなぐことができる教育相談体制を推進する。

(イ) **県学校・フリースクール等連携協議会（平成17年度～）**

不登校の児童・生徒への支援の在り方等について、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るとともに、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、一人ひとりの将来の社会的自立に向けた支援の充実を図る。

(ウ) **相談窓口の充実（平成6年度～）**

総合教育センターに電話相談窓口として「24時間子どもSOSダイヤル」、SNSを活用した相談として開設した「SNSいじめ相談@かながわ」を令和5年度より「中高生SNS相談@かながわ」に名称を変更して実施し、多様な相談窓口の充実を図る。

(I) **スクールカウンセラー活用事業（平成7年度～）**

**【令和5年度の配置状況】**

中 学 校：全中学校に配置（政令市は独自に配置）

小 学 校：中学校に配置のスクールカウンセラーが対応

高等学校：全県立高等学校及び県立中等教育学校に配置

スクールカウンセラースーパーバイザー：スクールカウンセラーへの指導・助言のため、教育局に配置。

スクールカウンセラーアドバイザー：スクールカウンセラーの相談業務を支援するため、教育事務所等に配置。

(II) **スクールソーシャルワーカー活用事業（平成21年度～）**

**【令和5年度の配置状況】**

小・中学校：4教育事務所に配置（政令・中核市は独自に配置）

高等学校：全県立高等学校及び県立中等教育学校に配置

スクールソーシャルワーカースーパーバイザー：スクールソーシャルワーカーへの指導・助言のため、教育局に配置。

スクールソーシャルワーカーアドバイザー：スクールソーシャルワーカーの相談業務を支援するため、令和5年度から新たに教育事務所に配置。

**オ 社会とつながる（家庭・地域との協働）**

(ア) **かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ**

**（平成23年度～）**

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもと関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ地域フォーラム」を開催し、元気な学校づくりに向けた児童・生徒の主体的な取組を推進する。

(イ) **小・中学校におけるコミュニティ・スクールの促進**

**（平成29年度～）**

保護者や地域の住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校」づくりを進めることで、学校・家庭・地域が協働して、児童・生徒の豊かな学びと健やかな育ちを実現させるために、各市町村教育委員会によるコミュニティ・スクールの導入や内容の充実を図る。